

告 示

埼玉県告示第九百八十五号

狹山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

狹 山 市	調 査 を行 つ た 者 の 名 称	調 査 を行 つ た 時 期	成 果 の 称	調 査 を行 つ た 地 区	認 証
令 和 二 年 度	令 和 元 年 度	地 籍 簿 三 冊	地 籍 図 三 十七 枚	狭 山 第 五 十四 地 区 (入 間 川 の 一 八 月 二 十 五 日)	令 和 三 年
部 (部)	区 (入 間 川 の 一 八 月 二 十 五 日)	年 月 日	年 月 日	月 日	日 証